

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ ○ 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する
規則 福利・給与課 1頁

○ 公立学校職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則 福利・給与課 2頁

○ 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する
規則 福利・給与課 2頁

○ 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を
改正する規則 福利・給与課 3頁

お 知 ら せ

令和8年3月25日付け三重県公報号外に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和八年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 浅 尾 光 弘
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則 三重県教育委員会規則 第三号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年^{三重県人事委員会規則}第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第四（第十一条の二関係） 特別の地域に所在する学校指定表 学校名 (略) 多気郡大台町立宮川中学校 (略) 備考 (略)	別表第四（第十一条の二関係） 特別の地域に所在する学校指定表 学校名 (略) 多気郡大台町立宮川中学校 度会郡大紀町立天紀中学校 (略) 備考 (略)

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 浅 尾 光 弘
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第二号

公立学校職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の扶養手当に関する規則（昭和三十年 ^{三重県人事委員会規則} ~~三重県条例第十号~~ ^{三重県教育委員会規則} 第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（認定の基準）</p> <p>第三条 認定権者が、職員から前条の届出を受けたときは、扶養親族届に記載の扶養親族が条例第十五条第二項に規定する要件を備えているかどうかを確かめて認定しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者を扶養親族として認定することはできない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 年額百三十万円以上、<u>十八歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上</u>の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>三 (略)</p>	<p>（認定の基準）</p> <p>第三条 認定権者が、職員から前条の届出を受けたときは、扶養親族届に記載の扶養親族が条例第十五条第二項に規定する要件を備えているかどうかを確かめて認定しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者を扶養親族として認定することはできない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 年額百三十万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>三 (略)</p>

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年三重県条例第三号）の規定に基づき、公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 浅 尾 光 弘
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第五号

公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和元年 ^{三重県人事委員会規則} ~~三重県条例第三号~~ ^{三重県教育委員会規則} 第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前			
別表(第三条関係)			別表(第三条関係)			
職種の講師	学歴免許資格経験等	報酬の額	職種の講師	学歴免許資格経験等	報酬の額	
非常勤	医師及び歯科医師	一時間につき 五、一三〇円	非常勤	医師及び歯科医師	一時間につき 五、〇二〇円	
の講師	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学及び高等専門学校における職員(医師及び歯科医師を除く。)	教授	一時間につき 五、一三〇円	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学及び高等専門学校における職員(医師及び歯科医師を除く。)	教授	一時間につき 五、〇二〇円
		准教授	一時間につき 四、八三〇円		准教授	一時間につき 四、七二〇円
	講師	一時間につき 四、六三〇円	講師	一時間につき 四、五二〇円		
	教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。)に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状を有し、採用時において教育職員としての経験年数を十年以上有するもの	一時間につき 三、〇九〇円		教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。)に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状を有し、採用時において教育職員としての経験年数を十年以上有するもの	一時間につき 二、九八〇円	
	免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状を有し、採用時において教育職員としての経験年数が十年未満のもの	一時間につき 三、〇二〇円		免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状を有し、採用時において教育職員としての経験年数が十年未満のもの	一時間につき 二、九一〇円	
	免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の助教諭免許状を有するもの	一時間につき 二、八二〇円		免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の助教諭免許状を有するもの	一時間につき 二、七二〇円	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
備考 一〜四 (略)			備考 一〜四 (略)			

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 浅 尾 光 弘
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則

三重県教育委員会規則 第四号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十五年 三重県人事委員会規則 第二十一号)
三重県教育委員会規則

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第二章 (略)	第一章・第二章 (略)
第三章 削除	第三章 級別資格基準(第四条―第九条)

第四章 第十 章 (略)

附則

(用語の定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。

一 三 (略)

四 七 (略)

第三章 削除

第四条 から 第九 条 まで 削除

第四章 第十 章 (略)

附則

(用語の定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。

一 三 (略)

四 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数(第六条の規定によりその年数に換算された年数を含む。)をいう。

五 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。

六 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。

七 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な一級下位の職務の級における在級年数をいう。

八 十一 (略)

第三章 級別資格基準

(級別資格基準表)

第四条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定める場合を除き、級別資格基準表(別表第二)に定めるところとする。

(級別資格基準表の適用方法)

第五条 級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は、試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 級別資格基準表の試験欄の「採用試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

- 一 採用試験の結果に基づいて職員となつた者
- 二 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の程度が採用試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員で、前号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ県委員会が人事委員会と協議して定めたもの

3 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表(別表第三)に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

4 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の

区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

(経験年数の起算及び換算)

第六条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、経験年数換算表(別表第四)に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

(経験年数の調整)

第七条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して修学年数調整表(別表第五)に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

(経験年数の取扱いの特例)

第八条 級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前二条の規定にかかわらず、その定めるところによる。

(特定の職員の在級年数の取扱い)

第九条 次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱つことができる。

- 一 第十六条又は第十七条の規定の適用を受けた職員 部内の他の職員との均衡を考慮して定める期間
- 二 第二十四条第一項又は第二十六条第一項に規定する異動をした職員 部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して定める期間

(新たに職員となった者の職務の級)

(新たに職員となった者の職務の級)

第十条 新たに職員となった者の職務の級は、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。この場合において、次の各号に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して別に定める基準に適合しているものとする。

一 高等学校等教育職給料表の職務の級三級及び四級

二 中学校・小学校教育職給料表の職務の級三級及び

第十条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。

一 次に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して別に定める基準に適合していること。

イ 高等学校等教育職給料表の職務の級三級及び四級

ロ 中学校、小学校教育職給料表の職務の級三級及び四級

ハ 学校栄養職員給料表の職務の級四級及び五級

ニ 行政職給料表の職務の級六級

二 前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあつては、

四級

- 三 学校栄養職員給料表の職務の級四級及び五級
- 四 行政職給料表の職務の級六級

(新たに職員となった者の号給)

第十一条 (略)

2 初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分(同欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表(別表第三)の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分又は学歴免許等の資格のいずれもが掲げられていない場合にあつては、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して定める学歴免許等の区分とする。)を超える学歴免許等の資格又は経歴年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第十三条から第十八条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第十二条 (略)

2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

- 一 採用試験の結果に基づいて職員となった者
- 二 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の程度が採用試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員で、前号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ県委員会が人事委員会と協議して定めたもの

3 初任給基準表(試験欄の区分の定めのあるものに限る。)の適用を受ける職員となった者のうち、その者が有する知識経歴、学歴免許等の資格等に照らして、採用試験のうちいずれかの試験の結果に基づいて職員となった者に相当すると認められる者については、前項の規定にかかわらず、同欄の「採用試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用するものとする。

4 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学

その職務の級について級別資格基準表に定める資格を有していること。

2 第十六条各号のいずれかに掲げる者から職員となつた者又は第十七条に規定する特殊の技術、経歴等を必要とする職に採用された者に前項第二号の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められ、かつ、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して定めるときは、級別資格基準表に定める必要経歴年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を乗じて得た年数をもつて、同表の必要経歴年数とすることができる。

(新たに職員となった者の号給)

第十一条 (略)

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経歴年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第十三条から第十八条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第十二条 (略)

2 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第五条第二項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第十三条 新たに職員となつた者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表(別表第五)に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者に対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に四を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもつて、同欄の号給とする。

2 (略)

(経歴年数を有する者の号給)

第十四条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者(職務の級を第十条各号に掲げる職務の級に決定された者を除く。)のうち、当該各号に定める経歴年数を有する者の号給は、第十一条第一項の規定による号給(前条の規定による号給を含む。以下この項において、「基準号給」という。)の号数に、当該経歴年数の月数を十二月(その者の経歴年数のうち五年を超える経歴年数(職員の職務にその経歴が直接役立つと認められる職務であつて県委員会が人事委員会と協議して定めるものに従事した期間のある職員の経歴年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して県委員会が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、十八月)で除した数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に四(新たに職員となつた者が第三十四条に規定する特定職員であるときは、三)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給にすることができる。

一 第十二条第二項第一号に掲げる者 その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経歴年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「A試験」にあつては「大学卒」の区分、「B試験」にあつては「短大卒」の区分、「C試験」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格(前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経歴年数

二 第十二条第二項第二号に掲げる者 その者の職務に有用な免許その他の資格(前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経歴年数

三 (略)

四 第一号又は第二号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給(初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。)であるもの
あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して定める

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第十三条 新たに職員となつた者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者に対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に四を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもつて、同欄の号給とする。

2 (略)

(経歴年数を有する者の号給)

第十四条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者(職務の級を第十条第一項第一号に掲げる職務の級に決定された者を除く。)のうち、当該各号に定める経歴年数を有する者の号給は、第十一条第一項の規定による号給(前条の規定による号給を含む。以下この項において、「基準号給」という。)の号数に、当該経歴年数の月数を十二月(その者の経歴年数のうち五年を超える経歴年数(第四号に掲げる者で必要経歴年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経歴年数とし、職員の職務にその経歴が直接役立つと認められる職務であつて県委員会が人事委員会と協議して定めるものに従事した期間のある職員の経歴年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して県委員会が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、十八月)で除した数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に四(新たに職員となつた者が第三十四条に規定する特定職員であるときは、三)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給にすることができる。

一 第五条第二項第一号に掲げる者 その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経歴年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「A試験」にあつては「大学卒」の区分、「B試験」にあつては「短大卒」の区分、「C試験」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格(前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経歴年数

二 第五条第二項第二号に掲げる者 その者の職務に有用な免許その他の資格(前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経歴年数

三 (略)

四 第一号又は第二号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給(初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。)であるもの
級別資格基準表に定めるその職務の級についての必

経 験 年 数

2 | 新たに職員となつた経 験 年 数 を有する者の号給の決定について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して別に定めることができる。

(経 験 年 数)

第十四条の二 第十一条第二項及び前条に規定する経 験 年 数 (以下「経 験 年 数」という。)は、新たに職員となつた者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時(当該資格以外の資格によることが、その者に有利である場合にあつては、その資格を取得した時)以後の年数を経 験 年 数 換 算 表 (別表第四)に定めるところにより換算して得られる年数とする。

2 | 新たに職員となつた者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分(同欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分又は学歴免許等の資格のいずれもが掲げられていない場合にあつては、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して定める学歴免許等の区分とする。)に対して修学年数調整表に加える年数又は減する年数が定められている学歴免許等の資格(前項の規定の適用に際して用いられるものに限る。)を有する者については、同項の規定によるその者の経 験 年 数 にその年数を加減した年数をもつて、その者の経 験 年 数 とする。この場合において、これらの学歴免許等の区分及び当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

3 | 初任給基準表の備考に別段の定めがある場合における経 験 年 数 の取扱いについては、前二項の規定にかかわらず、その定めるところによる。

(下位の区分を適用する方が有利な場合の号給)

第十五条 第十二条又は第十四条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号給が下位である試験欄の区分(「その他」の区分を含む。)を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもつて、その者の号給とすることができる。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第十六条 次の各号に掲げる者から人事交流等により引

要 経 験 年 数 を 超 え る 経 験 年 数

2 | 前項の規定を適用する場合における職員の経 験 年 数 の取扱いについては、同項に定めるもののほか、第六条から第八条までの規定を準用する。

3 | 新たに職員となつた経 験 年 数 を有する者の号給の決定について、前二項の規定による場合には他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して別に定めることができる。

(下位の区分を適用する方が有利な場合の号給)

第十五条 前二条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号給が下位である試験欄の区分(「その他」の区分を含む。)を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもつて、その者の号給とすることができる。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第十六条 次の各号に掲げる者から人事交流等により引

き続いて職員となつた者の号給について、第十四条又は前条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

一八 (略)

(特定の職員についての号給)

第十八条 新たに職員となつた者のうち、その職務の級を第十条各号に掲げる職務の級に決定された者について部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、第十四条及び前三条の規定に準じてその者の号給を決定することができる。

(昇格)

第十九条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。この場合において、第十条各号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して別に定める基準に適合していることにより、その者の属する職務の級を決定するものとする。

2 (略)

(上位資格の取得等による昇格)

第二十条 職員が第十二条第二項各号のいずれかに該当することとなり、又は異なる学歴免許等の資格を取得した等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至つた場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(特別の場合の昇格)

第二十一条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年三重県条例

き続いて職員となつた者の号給について、前二条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

一八 (略)

(特定の職員についての号給)

第十八条 新たに職員となつた者のうち、その職務の級を第十条第一項第一号に掲げる職務の級に決定された者について部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、第十四条から前条までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。

(昇格)

第十九条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより、その者の属する職務の級を一級上位の職務の級(高等学校等教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表の職務の級が二級である職員を昇格させる場合には、一級又は二級上位の職務の級)に決定するものとする。

一 第十条第一項第一号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して別に定める基準に適合していること。

二 前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経過年数又は必要在級年数を有していること。

2 (略)

3 勤務成績が特に良好である職員に対する第一項第一号の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経過年数又は必要在級年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を乗じて得た数をもつて、それぞれ同表の必要経過年数又は必要在級年数とすることができる。

4 第一項の規定による昇格は、現に属する職務の級に在級する年数が一年に満たない職員については行つてできない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が一年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ県委員会が人事委員会と協議して定めたときは、この限りでない。

(上位資格の取得等による昇格)

第二十条 職員が第五条第二項各号のいずれかに該当することとなり、又は級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる基準の定めのある職種欄の区分若しくは試験欄の区分の適用を受けることとなつた等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至つた場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(特別の場合の昇格)

第二十一条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年三重県条例

第一号) 第二条第一項の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第一項の規定により派遣された職員が職務に復帰した場合又は県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる場合において、他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、第十九条の規定にかかわらず、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

2 (略)

(初任給基準又は給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第二十四条 次の各号に掲げる異動をした職員の職務の級は、その異動後の職務に応じ決定する(第一号に掲げる異動の場合にあつては、決定し、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせる)ものとする。

- 一 初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動(次号に掲げる異動を除く。)
- 二 給料表の適用を異にする他の職務への異動

(初任給基準を異にする異動をした職員の号給)

第二十五条 前条第一項第一号に掲げる異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

2 (略)

3 第二十二條及び第二十三條の規定は、前条に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については適用しない。

第二十六条 削除

(給料表の適用を異にする異動をした職員の号給)

第二十七条 第二十五条第一項及び第二項の規定は、第二十四条第一項第二号に掲げる異動をした職員の異動後の号給について準用する。

第一号) 第二条第一項の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第一項の規定により派遣された職員が職務に復帰した場合又は県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる場合において、他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、第十九条の規定にかかわらず、県委員会が人事委員会と協議して、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

2 (略)

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第二十四条 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、第十条第一項第一号に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して別に定める基準に従い、その他の職務の級にあつては、級別資格基準表に定める資格基準に従い、それぞれ昇格させ、降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものとする。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経過年数又は必要在級年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を乗じて得た年数をもつて、それぞれ同表の必要経過年数又は必要在級年数とすることができる。

(初任給基準を異にする異動をした職員の号給)

第二十五条 前条第一項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

2 (略)

3 第二十二條及び第二十三條の規定は、前条第一項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については適用しない。

(給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第二十六条 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合において、その異動させようとする職員の属する職務の級については、その者の経過年数又は必要在級年数が級別資格基準表に掲げる必要経過年数又は必要在級年数に達していることを基準として、異動後の職務の級を決定するものとする。

2 第二十四条第二項の規定は、前項の規定により職員

(給料表の適用を異にする異動をした職員の号給)

第二十七条 第二十五条第一項及び第二項の規定は、前条第一項に規定する異動をした職員の異動後の号給について準用する。

(職員の昇給の号給数等)
第三十五条 (略)
2・5 (略)
6 第一項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十四条第一号に掲げる異動をした職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
7 (略)

(職員の昇給の号給数等)
第三十五条 (略)
2・5 (略)
6 第一項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十四条に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
7 (略)

別表第一を次のように改める。

別表第二 削除

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第3 (第11条関係) 学歴免許等資格区分表</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考 (略)</p> <p>別表第4 (第14条の2関係) 経験年数換算表</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>別表第5 (第13条関係) 修学年数調整表</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分(その区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもつて、その者の有する学歴免許等の資格についての当該初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>別表第6 (第11条関係) 初任給基準表</p> <p>イ 高等学校等教育職給料表初任給基準表</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考</p> <p>1 この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数は、その者が次の表の基礎学歴欄の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、当該基礎学歴の区分についての修学年数調整表に定める修学年数とその者の有する学歴免許等の資格の属する区分についての同表に</p>	<p>別表第3 (第5条関係) 学歴免許等資格区分表</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考 (略)</p> <p>別表第4 (第6条関係) 経験年数換算表</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>別表第5 (第7条関係) 修学年数調整表</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分(その区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもつて、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>別表第6 (第11条関係) 初任給基準表</p> <p>イ 高等学校等教育職給料表初任給基準表</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考</p> <p>1 この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数は、別表第2のイの高等学校等教育職給料表級別資格基準表の備考第1項の表の基礎学歴欄の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、当該基礎学歴の区分についての修学年数調整表に定める修学年数とその</p>

定める修学年数との差の年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の四に該当する場合にあつては、その年数に6月を加えた年数又は本表の教諭・養護教諭欄の短大卒欄の該当のうち、学歴免許等資格区分表の3及び4に該当する場合にあつては、その年数から1年を減じた年数）とする。

基礎学歴	調整年数		
	大学卒	短大卒	高校卒
高校3卒	4年	2年	
高校2卒	5年	3年	1年

注 基礎学歴欄の学歴免許等の区分については、別表第3の学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

2 (略)

ロ 中学校・小学校教育職給料表初任給基準表

(略)

ハ 学校栄養職員給料表初任給基準表

(略)

備考

学校栄養職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、県委員会が人事委員会と協議して別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

ニ 行政職給料表初任給基準表

(略)

備考

三重県立水産高等学校の技術職員のうち、船員法（昭和22年法律第100号）の適用を受ける者については、その当該区分に対応する初任給欄の号給は、それぞれ4号給上位の号給とし、学歴区分が「中学卒」となる者の初任給の号給は、1級5号給とする。

者の有する学歴免許等の資格の属する区分についての同表に定める修学年数との差の年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の四に該当する場合にあつては、その年数に6月を加えた年数又は本表の教諭・養護教諭欄の短大卒欄の該当のうち、学歴免許等資格区分表の3及び4に該当する場合にあつては、その年数から1年を減じた年数）とする。

2 (略)

ロ 中学校、小学校教育職給料表初任給基準表

(略)

ハ 学校栄養職員給料表初任給基準表

(略)

備考

学校栄養職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第2ハの備考の規定を準用する。

ニ 行政職給料表初任給基準表

(略)

備考

三重県立水産高等学校の技術職員のうち、船員法の適用を受ける者については、その当該区分に対応する初任給欄の号給は、それぞれ4号給上位の号給とし、学歴区分が「中学卒」となる者の初任給の号給は、1級5号給とする。

監 印

津市広明町13番地 | 三重県教育委員会